



那須塩原市 自治会活動の促進に関する条例

令和4(2022)年4月1日施行

じちレンジャー 参上!!

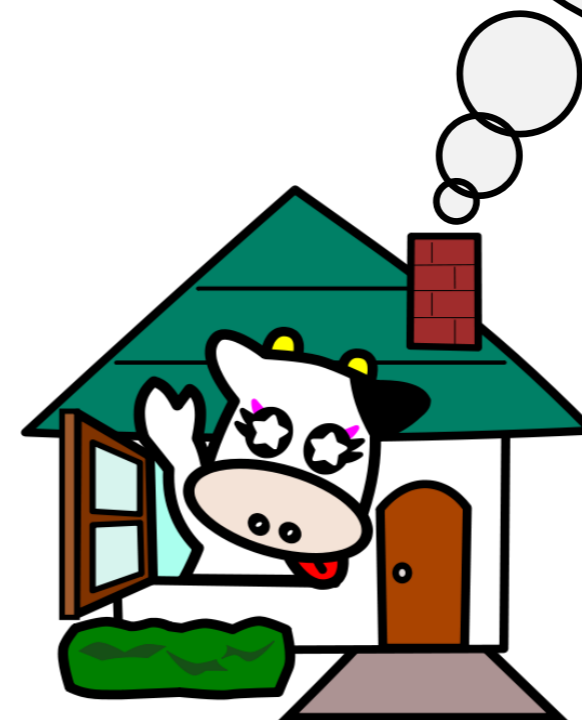
自治会を身近に感じ、そして、自治会活動をみなさんに知ってもらうため、自治会長連絡協議会と市が共同で動画を制作しました。

その名も、**地域戦隊 じちレンジャー!!**

自治会長は、あなたのまちの「じちレンジャー」として、日々活躍しています。

この動画では、じちレンジャーたちの奮闘や実際の自治会活動を、ときにはコメディタッチで、ときには真面目に紹介しています。

市 YouTube チャンネル「那須塩原市動画チャンネル」にて絶賛公開中です！ぜひ御覧ください！！



自治会の重要性を市全体で共有し、市民が支え合い、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、「那須塩原市自治会活動の促進に関する条例」を制定しました。

この条例は、自治会活動に関する基本理念と、市民のみなさんや自治会などそれぞれの役割を示すものです。

地域のつながりはとても大切です
それぞれの役割をよく理解し、地域の交流を深めましょう



動画の視聴はコチラ →

那須塩原市動画チャンネル

https://www.youtube.com/playlist?list=PL7W9r9JU2yB-NVj3p_EEatODqONJbYHIR



那須塩原市企画部市民協働推進課

〒325-8501 那須塩原市共墾社108番地2

TEL 0287(62)7151 FAX 0287(62)7220

MAIL kyoudousuishin@city.nasushiobara.lg.jp



市民の役割

- ・地域社会の一員であることを認識
- ・自治会への加入
- ・自治会活動への参加

自治会の役割

- ・地域住民の自発的な自治会への加入促進
- ・参加しやすい活動
- ・開かれた組織づくり
- ・人材の育成
- ・地域課題の解決

協議会の役割

- ・自治会活動を推進するための環境づくり
- ・加入と活動促進のための取組
- ・自主グループ組織化協力

事業者の役割

- ・地域の自治会活動への参加協力
- ・従業員の加入及び参加への配慮

住宅関連事業者の役割

- ・住宅入居者への情報提供、加入を促すこと
- ・市の施策及び協議会の取組への協力

市の役割

- ・自治会活動促進のための広報・啓発
- ・自治会組織化への支援
- ・自治会活動への支援
- ・自治会の負担への配慮
- ・職員の加入及び参加の促進

那須塩原市自治会活動の促進に関する条例

条	見出し	条 文
第1条	目 的	この条例は、地域社会において自治会が重要な役割を担っていることに鑑み、自治会活動の促進に関し、基本理念を定め、市民、自治会、那須塩原市自治会長連絡協議会（以下「協議会」という。）、事業者、住宅関連事業者及び市の役割を明らかにすることにより、市民が相互に支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。
第2条	定 義	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住する者をいう。 (2) 自治会 本市の一定の区域に居住する者の地縁に基づいて形成された団体であって、協議会を構成しているものをいう。 (3) 地域住民 自治会の区域内に居住する者をいう。 (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。 (5) 住宅関連事業者 市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理（以下「住宅の建築等」という。）を業として行う者（これらの代理又は媒介をする者を含む。）をいう。
第3条	基本理念	自治会活動の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。 (1) 市民が相互に交流を深め、協力と支え合いの精神に基づく自主的な活動が行われるようにすること。 (2) 市民の多様な価値観及び自主性を尊重するとともに、自治会の自立性及び個性を損なわないよう配慮すること。 (3) デジタル化や少子高齢化などに起因する生活様式の変化を的確に捉え、社会情勢に合わせた活動が行われるようにすること。 (4) 市民、自治会、協議会、事業者、住宅関連事業者及び市の相互理解と協働により行われること。
第4条	市民の役割	市民は、地域社会の一員であることを認識し、自治会への加入及び自治会活動への参加に努めるものとする。
第5条	自治会の役割	自治会は、地域住民の自発的な自治会への加入を促進するよう努めるものとする。 2 自治会は、その活動が地域住民及び事業者にとって参加しやすいものとなるよう努めるものとする。 3 自治会は、自治会活動に関する情報を地域住民に積極的に提供し、その運営について透明性の向上を図り、開かれた組織づくりに努めるものとする。 4 自治会は、地域を担う人材の育成に努めるものとする。 5 自治会は、地域が抱える課題を把握し、その解決に向けた取組の実践に努めるものとする。
第6条	協議会の役割	協議会は、自治会の地域課題の解決や地域活動の活性化に向けた自主的かつ自立的な活動を推進するための環境づくりに努めるものとする。 2 協議会は、自治会相互の連絡調整を図るとともに、市内における自治会への加入及び自治会活動への参加を促進するための取組を行うものとする。 3 協議会は、本市の一定の区域に居住する者の地縁に基づいて形成された団体であって、協議会を構成していないもの（以下「自主グループ」という。）が自治会として組織化することへの協力を努めるものとする。
第7条	事業者の役割	事業者は、事務所又は事業所が所在する地域において行われる自治会活動への参加及び協力に努めるものとする。 2 事業者は、従業員がその居住する地域の自治会に加入すること及び自治会活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。
第8条	住宅関連事業者の役割	住宅関連事業者は、住宅の建築等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の自治会に関する情報を提供し、自治会への加入を促すよう努めるものとする。 2 住宅関連事業者は、自治会への加入及び自治会活動への参加の促進に関する市の施策及び協議会の取組に協力するよう努めるものとする。
第9条	市の役割	市は、市民の自発的な自治会への加入及び自治会活動への参加を促進するため、積極的な広報及び啓発を行うものとする。 2 市は、市民が自治会を組織すること及び自主グループが自治会として組織化することに対し、情報の提供及び助言を行うものとする。 3 市は、自治会及び協議会の主体的な活動を促進するために必要な支援を行うものとする。 4 市は、自治会の協力を得て事業を実施する場合は、自治会の負担が過重にならないよう努めるものとする。 5 市は、職員がその居住する地域の自治会に加入すること及び自治会活動に参加することの促進に努めるものとする。
第10条	委 任	この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
附 則		この条例は、令和4年4月1日から施行する。